



議会第 63 号

平成 17 年 6 月 16 日

疎甲第 11 号証の

新潟県総合生活協同組合

理事長 渋谷 昭彦 様

新潟県有機農業研究会

代表 鶴巻 義夫 様

N P O 魚沼 ゆうき

代表 山 岸 勝 様

新潟県中魚沼郡津南町議会

議長 高橋 満 男



請願の審査結果について

平成 17 年 6 月 7 日付で受理した下記の請願については、平成 17 年 6 月 16 日の会議において採択と決定いたしましたので通知します。

なお、別紙写しのとおり意見書を提出いたしました。

記

〔件 名〕

- ・「遺伝子組み換えイネの栽培実験の中止を求める意見書」提出を求める請願

遺伝子組み換えイネの栽培実験の中止を求める意見書

本年5月31日、独立行政法人農業・生態系特定産業技術研究機構中央農業総合研究センターの北陸研究センターは主務大臣の認証の下、遺伝子組み換えイネの隔離圃場実験の田植えを実施した。

将来的な食料、環境問題等への対応可能な技術として、有益であると言われているものの、遺伝子組み換え作物は人体、生物、環境への影響等が懸念され、国民の疑問と不安は依然と大きいものがある。隔離圃場とはいえ野外栽培実験に、地域住民は大きな不安を感じている。しかも全国有数のコメどころ新潟県で行われることの影響とリスクは計り知れない。

現に北陸センターの説明会では不安を訴える声が多く出され、農業関係者、消費者、そして地域住民との間で理解が得られているとは到底言えない。まして、本県はコシヒカリの優良産地であり、風評被害等の発生防止に、特段の配慮が必要とされる。また、食の安全・安心を求める県民世論に対して、北陸センターの説明責任は未だ不十分である。

よって、こうした状況の下で、北陸センターの栽培実験が継続され、しかも新たな実験が実施されることは適当でなく、本議会は栽培実験の中止を求め地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月16日

新潟県中魚沼郡津南町議会

議長 高橋 満 男

〔提出先〕

内閣総理大臣	小泉純一郎	様
農林水産大臣	島村宜伸	様
環 境 大 臣	小池百合子	様



議会第 63 号

平成 17 年 6 月 16 日

疎甲第 11 号証

新潟県有機農業研究会

代表 鶴巻義夫様

新潟県中魚沼郡津南町議会

議長 高橋 満 男



陳情の審査結果について

平成 17 年 6 月 9 日付で受理した下記の陳情については、平成 17 年 6 月 16 日の会議において採択と決定いたしましたので通知します。

なお、別紙写しのとおり意見書を提出いたしました。

記

〔件 名〕

- ・遺伝子組み換え稲の栽培実験中止を求める陳情

遺伝子組み換えイネの栽培実験の中止を求める要請書

本年5月31日、貴センター北陸研究センター（以下センターという）は主務大臣の認証の下、遺伝子組み換えイネの隔離圃場実験の田植えを実施した。

将来的な食料、環境問題等への対応可能な技術として、有益であるというもの、遺伝子組み換え作物に対する国民の疑問と不安は依然と大きいものがある。専門家の間でも意見が分かれている、そのようななか、隔離圃場とはいえ、県内初の栽培実験に、地域住民は大きな不安を感じている。しかも全国有数のコメどころ新潟県で行われることの影響とリスクは計り知れない。

現に貴センターの説明会等では不安を訴える声が多く出され、農業関係者、消費者、そして地域住民との間で理解が得られているとは到底言えない。まして本年はコシヒカリB1導入の初年度であり、風評被害等の発生防止に、特設の配慮が必要とされる。また、食の安全・安心を求める県民世論に対して、貴センターの説明責任は未だ不十分である。

よって、こうした状況の下で、貴センターの栽培実験が継続され、しかも新たな実験が実施されることは適当でなく、少なくとも本年度の実験は即時中止されるよう要請する。

平成17年6月16日

新潟県中魚沼郡津南町議会

議長 高橋 満 男

[提出先]

独立行政法人 農業・生態系特定産業技術研究機構中央農業総合研究センター 所長 松井重雄 様
北陸センター長 片山秀策 様